電気供給約款

Japan 電力株式会社

〔2026 年 1 月 1 日改定版〕

目次

Ⅰ 総 則 1
1 適用 1
2 供給約款の変更 1
3 定義 2
4 単位および端数処理 4
5 実施細目 5
Ⅱ 契約の申込み 5
6 供給契約の申込み 5
7 供給契約の成立および契約期間 6
8 需要場所 6
9 供給契約の単位 7
10 供給の開始 7
11 供給の方法 7
12 承諾の限界 8
Ⅲ 契約種別および料金 8
13 従量電灯 8
14 低圧電力 9
Ⅳ 料金の算定および支払い 11
15 料金の適用開始の時期 11
16 検針日 11
17 料金の算定期間 12
18 使用電力量の計量 12
19 料金の算定 13
20 日割計算 14
21 料金の支払義務および支払期日 14
22 料金その他の支払方法 15
23 遅延損害金 17
Ⅴ 使用および供給 18
24 適正契約の保持 18
25 当社または一般送配電事業者の需要場所への立ち入りによる業務の実施 18
26 電気の使用にともなうお客さまの協力 19
27 施設場所の提供 19
28 供給の停止 19

29 供給停止の解除 20
30 供給停止期間中の料金 21
31 違約金 21
32 供給の中止または使用の制限もしくは中止 21
33 制限または中止の料金割引 21
34 損害賠償の免責 22
35 設備の賠償 22
Ⅵ 契約の変更および終了 22
36 供給契約の変更 22
37 名義の変更 23
38 お申し出による供給契約の終了 23
39 供給開始後の供給契約の終了または変更にともなう料金および工事費の精算 23
40 解約等 24
40 の 2 当社からの中途解約 25
41 供給契約終了後の債権債務関係 25
42 反社会的勢力の排除について 26
Ⅶ 供給方法および工事 26
43 供給地点および施設 27
43 の 2 需給開始に至らないで供給契約を解約または変更される場合の費用の申受け .. 27
44 架空引込線 28
45 地中引込線 28
46 連接引込等 29
47 中高層集合住宅等における受電方法および供給方法 30
48 引込線の接続 30
49 計量器等の取付 30
50 電流制限器等の取付 31
51 専用供給設備 31
Ⅷ 保 安 32
52 保安等に対するお客さまの協力 32
53 調査 33
54 調査等の委託 33
55 調査に対するお客さまの協力 33
56 自家用電気工作物 33
Ⅸ その他 34
57 個人情報等の保護 34
58 管轄裁判所 34

附　　則 35
1 本約款の実施期日 35
2 需要場所についての特別措置 35
3 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置 35
4 消費税および地方消費税の税率変更の際の措置 36
別　　表 37
1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 37
2 進相用コンデンサ取付容量基準 38
3 契約容量および契約電力の算定方法 40
4 使用電力量の協定 40
5 日割計算の基本算式 41
6 燃料費等調整額 42
7 容量拠出金反映額 46

Ⅰ 総 則

1 適用

この電気供給約款（以下「本約款」といいます。）は、当社に低圧の電気の供給契約（2（供給約款の変更）に定義する本約款等および当社とお客さまが別途契約の内容とすることに合意した事項に基づき当社とお客さまとの間で締結する契約を指し、以下「供給契約」といいます。）の申込みをいただいたお客さまに対して、以下の一般送配電事業者の供給区域内の需要場所（離島（電気事業法第2条第1項第8号イに定めるものをいいます。）を除きます。）に電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。

北海道電力ネットワーク株式会社の供給区域	北海道
東北電力ネットワーク株式会社の供給区域	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県
東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）
中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域	愛知県、 岐阜県（一部を除きます。）、三重県（一部を除きます。）、静岡県（富士川以西）、長野県
北陸電力送配電株式会社の供給区域	富山県、石川県、福井県（一部を除きます。）、岐阜県の一部
関西電力送配電株式会社の供給区域	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます。）、 福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部
中国電力ネットワーク株式会社の供給区域	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部、 愛媛県の一部
四国電力送配電株式会社の供給区域	徳島県、高知県、香川県（一部を除きます。）、愛媛県（一部を除きます。）
九州電力送配電株式会社の供給区域	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

2 供給約款の変更

(1) 当社は、民法第548条の4の規定により本約款、料金表、重要事項説明書（契約締結前交付書面）、その他のお客さまに適用される当社の定型約款（民法第548条の2第1項に定めるものをいいます。以下総称して「本約款等」といいます。）に関して、託送供給等約款が改定された場合、関係法令（消費税率の定めを含みます。）、条例および規則が変更された場合、燃料費の高騰などにより電気料金の算定その他の供給条件等の変更が必要な場合、社会的または経済的に当社に大きな影響を及ぼす事象が発生した場合、その他当社が必要と判断した場合には、本約款等を変更することができます。こ

の場合には、電気を小売するときの需給条件や電気料金等は、変更後の本約款等によります。なお、当社は、本約款等を変更する場合にはあらかじめ変更後の本約款等および変更の効力発生日を、一定期間当社のウェブサイトに掲示することで、お知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の変更に関する書面の交付は省略するものといたします。

(2) 本約款等の変更等その他の供給契約の変更にともない、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付（お客さまの承諾を得て情報通信技術を利用する方法により代替する場合を含み、以下「書面交付」について同様とします。）および契約変更後の書面交付を行う場合、以下の方法により行うことができることについて、あらかじめ承諾していただきます。

イ　供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、原則として、お客さまが登録した連絡先に対し電子メール（SMS サービスを含みます。）を送付する方法または当社所定のウェブサイト等にて開示の上閲覧する方法（なお、いずれの場合も PDF ファイル形式またはインターネットブラウザソフトを利用する形式とします。）等その他の情報通信の技術を利用する方法（以下総称して「電磁的方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

ロ　契約変更後の書面交付を行う場合には、電磁的方法により行い、当社の名称および住所、契約変更年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号のみを記載します。

(3) (2)にかかわらず、本約款等の変更等その他の供給契約の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

(4) 当社は、電気事業法その他の関係法令等に基づく書面交付については、原則として、電磁的方法にて行うものとし、お客さまにはあらかじめこれを承諾していただきます。

3 定義

次の言葉は、本約款等においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 低圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

(2) 電灯

LED、白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備（電気を使用する設備をいいます。）をいいます。

(5) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路を遮断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(6) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。

(7) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(8) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(9) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。なお、料金単価および基準単価には消費税等相当額を含みます。また、別段の定めが無い限り、「消費税率」とは消費税の税率および地方消費税の税率の合計を指すものとします。

(10) 休日

土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日および 1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日をいいます。

(11) 平日

（10）にいう休日以外の日をいいます。

(12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

(13) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(14) 供給地点

一般送配電事業者が、当社に対して接続供給に係る電気を供給する地点をいいます。

(15) 需要場所

お客さまが、当社から供給された電気を使用する場所をいいます。

(16) 一般送配電事業者

電気事業法第 2 条第 1 項第 9 号に定める一般送配電事業者をいい、お客さまの供給区域において託送供給等を行う事業者を指します。供給区域は、1（適用）に定めるところによります。

(17)供給地点特定番号

1 需要場所において 1 つ付与される番号であって、一般送配電事業者または当社が、設備情報および使用量情報の閲覧または取得にあたり、対象供給地点を一意に特定するための識別番号をいいます。

(18)接続供給

当社がお客さまに対して電気を供給するために必要となる、当社が一般送配電事業者から受ける電気の供給をいいます。

(19)接続供給契約

当社がお客さまに電気の供給を行うために必要な、当社と一般送配電事業者との接続供給契約をいいます。

(20)託送供給等約款

接続供給契約の内容を規定する一般送配電事業者の約款で、電気事業法第 18 条第 1 項に基づき経済産業大臣より認可を受けたものをいいます。

(21)動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(22)供給区域①

北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社および九州電力送配電株式会社の供給区域をいいます。

(23)供給区域②

関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社および四国電力送配電株式会社の供給区域をいいます。

4 単位および端数処理

本約款等において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

(1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワット(W)または 1 ボルトアンペア(VA)とし、その端数は小数第 1 位を四捨五入いたします。

(2) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペア（kVA）とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(3) 契約電力の単位は、1 キロワット（kW）とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(4) 使用電力量の単位は、1 キロワット時（kWh）とし、その端数は、小数点以下第 1 位で

四捨五入いたします。

(5) 力率の単位は、 1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

(1) 本約款の実施上必要な細目的事項は、本約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。なお、一般送配電事業者が、お客さまとの協議が託送供給等約款の実施上必要であると判断した場合、お客さまは、一般送配電事業者と協議をしていただきます。

(2) 本約款等に定めのない事項は、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 供給契約の申込み

(1) お客さまが新たに電気の供給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款等に承諾のうえ、当社が定める方法で申込みをしていただきます。

(2) 契約電力ならびに契約電力に代えて適用される契約電流および契約容量は、1 年間を通じての最大の負荷を基準として、原則として、お客さまからの申し出にもとづきます。ただし、契約電力および契約容量については、別表 3（契約容量および契約電力の算定方法）に規定する算定方法により算出するものといたします。この場合、1 年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降 1 年間の電気の使用計画を当社所定の様式で提出いただくことがあります。

(3) 一般送配電事業者の供給設備の工事を要する場合等は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、お客さまの供給開始希望日に応じられないことがあります。

(4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

(5) お客さまは、一般送配電事業者が託送供給等約款に定める需要者に関する事項を遵守するものとし、これを承諾するものとします。

(6) お客さまが本約款等によって支払いを要することとなった料金その他の債務について当社の定める期日を経過してなお支払われない場合には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者等へ当社が通知することがあります。

(7) お客さまは、供給契約の申込みもしくは締結時または契約期間中にお客さまが当社に

対して通知、提出または登録等（以下、総称して「通知等」といいます。）をおこなったお客さまの契約住所、需要場所住所または連絡先等その他の情報（以下、総称して「お客さま情報」といいます。）を変更した場合は、直ちに変更後のお客さま情報について当社に対して通知等をおこなうものとします。なお、お客さまが当該通知等を懈怠した場合、これに起因してお客さまが被った損害等（当社からの通知がお客さまに到達しないことを含みますが、これに限りません。）について当社は一切の責任を負わないものとします。

7 供給契約の成立および契約期間

(1) 供給契約は、申込みを当社が承諾したときに、当社および一般送配電事業者の間でお客さまおよび当社との間の供給契約に対応する接続供給契約が成立することを条件として、当社とお客さまとの間に成立いたします。

(2) 契約期間は、供給契約が成立した日から、解除または解約により供給契約が消滅する日までといたします。

(3) 当社は電気の供給に関する必要な事項について、特別な事情がある場合を除き、電気供給契約書を作成しないものとし、お客さまはこれを承諾するものとします。

8 需要場所

当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、イおよびロによります。なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。

イ　当社は、1 建物をなすものは 1 建物 1 需要場所とし、これによりがたい場合には、ロによります。なお、1 建物をなすものとは、独立した 1 建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1 建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。

ロ　構内または建物の特殊な場合には、次によります。

(ｲ) 居住用の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ 1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として 1 需要場所といたします。

a　各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。

b　各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。

c　各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有するこ

と。

(ﾛ) 居住用以外の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、次のいずれかに該当するとき共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ 1 需要場所とすることができます。なお、ロの場合には、共用する部分は原則として 1 需要場所といたします。

イ　共用する部分がないこと。

ロ　各部分の所有者が異なること。

(ﾊ)　居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、(ﾛ)に準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限り(ｲ)に準ずるものといたします。

ハ　その他

構内に属さず、かつ、建物から独立して施設される街路灯等の場合は、施設場所を 1 需要場所とすることができます。

9 供給契約の単位

当社は、原則、1 供給地点特定番号について 1 契約種別を適用して、1 供給契約を結びます。

10 供給の開始

(1) 電気供給の開始に伴う一般送配電事業者の手続きが完了し、当社がお客さまからの供給契約の申込みを承諾した後、当社の定める年月日に電気の供給を開始いたします。

(2) 当社は、当社が供給力を十分に確保できない場合または一般送配電事業者が天候、用地交渉、停電交渉等のやむをえない理由等によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、供給開始日を定めて電気を供給いたします。

(3) 引越し等によって需要場所が変更となる場合は、お客さまから変更後の需要場所での電気供給開始希望年月日を確認し、一般送配電事業者の都合や、天候、用地事情などやむをえない場合を除き、当該希望年月日に変更後の需要場所での電気の供給を開始いたします。

(4) 前項において、電気供給開始希望年月日にやむをえず電気を供給できない場合は、お客さまにその理由をお知らせいたします。

11 供給の方法

当社は、一般送配電事業者の託送供給等約款により、一般送配電事業者と接続供給契約を締結し、一般送配電事業者の供給設備を使用して電気を供給いたします。
当社は、次の場合を除き、1 供給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。
(1) 共同引込線（2 以上の供給契約に対して 1 引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合（ただし当社が別途同意した場合は除きます。）
(2) その他技術上、経済上やむをえない場合

12 承諾の限界

当社は、お客さまが本約款等の内容を承諾していただけない場合、一般送配電事業者の託送供給等約款に定める事項にご協力いただけない場合、その他法令、電気の供給状況、当社の供給力確保状況、料金その他の債務の支払状況（既に終了しているものを含む当社とお客さまとの他の契約の料金その他の支払債務を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他の事情を踏まえやむをえないと認めた場合には、お客さまの供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

Ⅲ 契約種別および料金

13 従量電灯

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 供給区域①の従量電灯 B の場合、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 20 アンペア以上であり、かつ 60 アンペア以下であること。また、供給区域①の従量電灯 C の場合、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 供給区域②の従量電灯 A の場合、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。 また、供給区域②の従量電灯 B の場合、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

(ニ) 定額電灯を適用できないこと。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状

態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イ、ロおよびニに該当し、かつ、ハの最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、およそ、富士川（静岡県）と糸魚川（新潟県）を境に、東側は標準周波数50ヘルツ、西側は標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとなることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　料金

料金は、基本料金または最低料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金、燃料費等調整額および容量拠出金反映額の加減算の合計とし、料金に関する事項の詳細は、本約款において別に定める他、料金表および関係法令等に基づく交付書面に定める通りといたします。

ホ　その他

(イ) 従電流制限器等を無断で取り外す等により、電灯または小型機器を使用することは不正利用となり、供給契約を解除することがあり、また、31（違約金）に定める違約金を申し受けます。

(ロ) 当社は、供給区域②の従量電灯Aのお客さまについて、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

14 低圧電力

イ　適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ)　契約電力が原則として50キロワット未満であること。

(ロ)　1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客

さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者の変圧器等の供給設備がお客さまの土地または建物に施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとなることがあります。

ハ 契約電力

（イ） 契約電力は、50 キロワット未満で、契約容量の値は、当社と供給契約締結前の小売電気事業者が決定した契約電力に準じるものといたします。ただし、供給契約締結前の小売電気事業者が契約電力を定めていない場合には、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 3（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。ただし、契約主開閉器で契約容量を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の使用状況および同種の契約を締結している他のお客さまの負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができるものといたします。この場合、基本料金および電力量料金については、お客さまと当社との間で協議により個別に定めるものといたします。ただし、別表 3（契約容量および契約電力の算定方法）を適用した場合に算定された値が 0.5 キロワット以下となるときは、契約電力を 0.5 キロワットといたします。

（ロ） 電気の使用実態に応じ、（イ）で定めた契約電力が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約電力の変更をすることができるものといたします。

ニ 料金

料金は、基本料金または最低料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金、燃料費等調整額および容量拠出金反映額の加減算の合計とし、料金に関する事項の詳細は、本約款において別に定める他、料金表および関係法令等に基づく交付書面に定める通りといたします。

ホ 負荷率

負荷率(電気料金算定期間内の電気使用量÷電気料金算定期間の日数÷契約電力×100)は当社が定める割合以下であることといたします。

へ　その他

契約主開閉器を無断で取り外す、交換する等の行為や変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用する等の行為は不正利用となり、供給契約を解除することがあり、また、31（違約金）に定める違約金を申し受けます。

Ⅳ 料金の算定および支払い

15 料金の適用開始の時期

料金は、10（供給の開始）に定める供給開始前に延期の申入れがあった場合およびお客さまの責に帰すことのできない事由によって供給が開始されない場合を除き、10（供給の開始）にもとづき決定された供給開始日から適用いたします。

16 検針日

附則3（記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置）が適用される場合、検針日は、次により、一般送配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

(1) 検針は、毎月一般送配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた日（以下「検針の基準となる日」といいます。）に、各月ごとに行ないます。

(2) お客さまが不在等のため、一般送配電事業者が検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

(3) やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に、一般送配電事業者により検針を行なうことがあります。

(4) 一般送配電事業者の託送供給等約款に定めのある以下の事情により、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。なお、この場合、事前または事後にお客さまに通知をするものといたします。

イ　供給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ　その他特別の事情がある場合

(5) (3)の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

(6) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、供給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

(7) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

17 料金の算定期間

料金の算定期間は、前月の計量日（当社があらかじめお客さまにお知らせする電力量が記録型計量器に記録される日をいい、附則３（記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置）が適用される場合検針日をいいます。以下同じ。）から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合の料金の算定期間は、供給開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から終了日の前日までの期間といたします。

18 使用電力量の計量

(1) 使用電力量の計量は、一般送配電事業者が設置する記録型計量器によるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに⑸および⑹の場合を除き、計量日における電力量計の読み（供給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の計量日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。

イ　16（検針日）⑵の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の１月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、19（料金の算定）⑴イまたはロに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

ロ　16（検針日）⑷の場合、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、19（料金の算定）⑴イまたはロに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

ハ　16（検針日）⑷の場合で、計量器の付属装置に需給開始の直後の検針日の計量値が記録され、需給開始の直後の検針日以降に遠隔検針により確認できるときは、ロにかかわらず、その値により、需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の使用電力量を算定いたします。ただし、19（料金の算定）⑴イまたはロに該当する場合は、料金の計算上区分すべき日の計量値によりそれぞれの料金の算定期間の使用電力量を算定いたします。

ニ　16（検針日）⑸の場合の使用電力量は、原則として、前回の検針の結果の１月平均値によるものとし、次回の検針の結果の１月平均値によって精算いたします。ただし、19（料金の算定）⑴イまたはロに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

⑵ 計量器の読みは、次によります。

イ　指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。

ロ　乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、付属装置に計量値が記録され、遠隔検針により確認できる計量器により計量する場合は、最小位までといたします。

ハ　乗率を有する場合は、最小位までといたします。

⑶ 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

⑷ 当社は、一般送配電事業者から受領する計量の結果および当社との協議の結果についてお客さまにお知らせいたします。

⑸ 計量器の取り替えがなされた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、⑷の場合を除き、取付および取外しした電力量計ごとに⑴に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

⑹ 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表４（使用電力量の協定）を基準として、一般送配電事業者と当社との協議によって定めます。この場合、当社は、速やかに当社と一般送配電事業者との協議により決定された使用電力量について、お客さまにお知らせいたします。

⑺ 検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で一般送配電事業者が計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、別表４（使用電力量の協定）を基準として、あらかじめ一般送配電事業者と当社との協議によって定めます。この場合、当社は、速やかに一般送配電事業者との協議により決定された使用電力量について、お客さまにお知らせいたします。

19 料金の算定

⑴ 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。

イ　電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、もしくは供給契約が終了した場合または需要場所を新たに設定した場合

ロ　17（料金の算定期間）ただし書の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回るとき。

⑵ 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更した場合、料金は、次の計量日から

変更いたします。

(3) 料金は、供給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

(4) お客さまが契約電流または契約容量を超えて電気を使用された場合には、一般送配電事業者または当社の責めとなる理由を除き、当社は当該超過分につき電気供給約款により計算される基本料金の 1.5 倍に相当する金額を契約超過金としてお客さまから申し受けるものとします。

20 日割計算

(1) 当社は、19（料金の算定）(1)イまたはロの場合は、次により料金を算定いたします。

イ　基本料金は、別表 5（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ　最低料金、電力量料金は、日割計算をいたしません。

ハ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 5（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。

ニ　容量拠出金反映額は、日割計算をいたしません。

ホ　イ、ロ、ハおよびニによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2) 19（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および終了日を除きます。

(3) 当社は、日割計算をする場合には、お客さまに対して、必要に応じて計量値の通知をいたします。

21 料金の支払義務および支払期日

(1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。

イ　計量日といたします。ただし、16（検針日）(5)の場合の料金については実際に検針を行なった日とし、16（検針日）(6)もしくは(7)の場合の料金または 18（使用電力量の計量）(1)イもしくはニにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、18（使用電力量の計量）(6)または(7)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。なお、18（使用電力量の計量）(5)の場合は、取付後の計量器の計量日といたします。

ロ　22（料金その他の支払方法）(7)の場合は、当該支払期に属する最終月のイによる日といたします。

ハ　供給契約が終了した場合は、終了日といたします。ただし、特別の事情があって供給契約の終了日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

(2) 当社は、料金その他の請求額を、当社が設置したウェブサイト（請求額に係る電子データ等を蓄積しお客さまの閲覧に供するためのインターネットサイトをいいます。）上に電子データを登録し、お客さまが閲覧可能な状態とし、この請求額に係る電子データを登録したことをもって、お客さまへのご請求を行ったものといたします。

(3) お客さまの料金は、当社が定める支払期日までに支払っていただきます。
(4) 一般送配電事業者の託送供給等約款に基づいて発生し、当社がお客さまに請求する工事費負担金その他の金銭債務（以下「工事費等」といいます。）については、当社が指定する日までにお支払いいただきます。
(5) 31（違約金）に定める違約金その他の違約金等については、当社の指定する期日までに、当社の指定する方法により、お支払いいただきます。
(6) 当社は、お客さまの支払額に過誤があることが判明した場合、その支払過剰額または過少額を遅滞なくお客さまにお知らせし、お知らせした翌月の請求においてこれを精算させて頂きます。

22 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、以下のいずれかの方法によりお支払いいただきます。なお、お客さまが個人の場合の支払い方法は原則としてイの方法とし、お客さまが法人の場合の支払い方法は原則としてロ、ハまたはニの方法といたしますが、当社が特に認めた場合は、その他の方法といたします。

イ お客さまが当社の指定するクレジットカード会社との契約にもとづき、そのクレジットカード会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。この場合、支払期日は、クレジットカード会社から当社への支払日といたします。ただし、クレジットカード会社からお客さまの支払い状況等により当社に料金の立替払いが行われない旨の通知があった場合は、その通知があった日といたします。

ロ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法により支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。この場合、支払期日は、支払義務発生日の翌月 27 日といたします。

ハ お客さまが、当社が指定する後払い決済提供事業者（当社が別に定めない限り、「ＧＭＯ後払い」を提供するＧＭＯペイメントサービス株式会社をいいます。）または当社よりお客さまに発行する払い込み用紙（以下「コンビニ払込用紙」といいます。）を使用して、コンビニエンスストアにて支払う方法により支払われる場合は、(9)を適用いたします。この場合、支払期日はコンビニ払込用紙の発行日から 14 日以内とします。

ニ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式に沿ってお支払いいただきます。この場合、支払期日は、支払義務発生日から 30 日以内といたします。なお、振込手数料はお客さまのご負担といたします。

(2) 工事費等については、当社が一般送配電事業者から請求を受けた場合、当社が指定した

方法でお支払いいただきます。

(3) お客さまが料金を(1)イ、ロ、ハまたはニにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ　(1)イにより支払われる場合は、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

ロ　(1)ロにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ハ　(1)ハにより支払われる場合は、お客さまが料金をコンビニエンスストアにて支払ったとき。

ニ　(1)ニにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。

(4) お客さまが料金を(1)ハにより支払われる場合は、次に定める内容をあらかじめ確認のうえ、承諾するものとします。

イ　お客さまの支払い方法が、(1)イもしくはロまたはその他当社が別途承諾する支払い方法のいずれかで登録されていない間は、お客さまの支払い方法は（1）ハによるものとします。

ロ　コンビニ払込用紙の発行手数料として、コンビニ払込用紙 1 通あたり 550 円（税込）を支払っていただきます。

ハ　当社は、当社が別に定めない限り、お客さまの料金を、当社が指定する後払い決済提供事業者に債権譲渡します。お客さまは当該債権譲渡について、相殺の抗弁、同時履行の抗弁、無効、取消、解除の抗弁、消滅時効に係る抗弁、弁済等による債権の消滅その他一切の抗弁を放棄し、異議なく承諾するものとします。

ニ　当社が指定する後払い決済提供事業者は、お客さまに対して随時電子メール等その他の当該事業者の任意の方法で、代金の支払請求、支払先の案内、支払期限等、必要な連絡を直接行うことがあります。

(5) お客さまが支払った金額が、当社の請求した、料金、料金以外の費用（発生している場合のみ）および遅延損害金（発生している場合のみ）の合計額に満たない場合は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。

(6) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく許可を取得した債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(3)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(7) (1)にかかわらず、16（検針日）(6)の場合、供給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、供給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせてお支払いいただきます。

(8) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾

をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

(9) 当社が指定した収納代行業者が作成した払込書により、金融機関等で収納制度を利用して お支払いいただく場合がございます。その際は、所定の手数料をご負担いただく場合があります。

(10) 当社は、当社が供給契約に基づきお客さまに対して有する債権の全部または一部を、当社が別途定める者に対して、当社の裁量により譲渡することができるものとし、お客さまはあらかじめこの譲渡（債権の譲受人が更にその他の第三者に譲渡する場合があり、当該譲渡が数次にわたる場合はそのすべてを含みます。）に同意するものとします。また、この場合、当社と債権の譲受人（債権の譲渡が数次にわたる場合はそのすべての譲受人を含みます。）は、各種料金の請求収納及び債権保全の目的並びにその他各々がお客さまに対してプライバシーポリシー（それに類する個人情報保護方針等の規定及びそれらの規定が変更されたものを含むものとし、以下「プライバシーポリシー」といいます。）等において明らかにする目的により、料金の支払状況等その他の供給契約の締結及び履行に関連して当社が知り得たすべてのお客さまの情報について、相手方への提供または共同利用をすることができるものし、お客さまはあらかじめこれに同意するものとします。

23 遅延損害金

(1) お客さまが料金または工事費等の支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて遅延損害金を申し受けることがあります。ただし、料金については、料金を 22（料金その他の支払方法）(1)ロにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または延滞日数が 10 日以内の場合は、この限りではありません。

(2) 遅延損害金は、その算定の対象となる料金または工事費等から、消費税等相当額から次の算式（消費税等の税率が変更となった場合には再生可能エネルギー発電促進賦課金に乗じる値も、消費税等の税率変更に応じて調整されるものといたします。）により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 14.5 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。但し、法令による制限等がある場合は当該規定に従うものとします。なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times \frac{10}{110}$$

(3) 遅延損害金は、原則として、お客さまが遅延損害金の算定の対象となる料金または工事費等を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

(4) お客さまの支払い方法がいずれであっても、料金等の支払いが遅延した場合は、お客さまは、当社が指定した債権回収会社が指定した様式により支払いいただくことがあります。なお、この場合は、お客さまの料金等は、債権回収会社の指定する金融機関口座に料金等相当額が払い込まれたときをもって、当社に対して支払われたものとします。

Ⅴ 使用および供給

24 適正契約の保持

(1) 当社が、一般送配電事業者から接続供給契約が電気の使用状態に比べて不適当であるとして、接続供給契約を適正なものに変更することを求められた場合など、お客さまとの供給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、当社はお客さまに(2)に記載する内容を記載した書面により通知し、通知を受けたお客さまはすみやかに供給契約を適正なものに変更していただきます。契約内容の変更に応じていただけない場合は、本約款の他の規定にかかわらず、当社が書面にて通知した日から 15 日経過後に契約を解約することができるものといたします。ただし、契約内容の変更に応じていただけない合理的な理由がある場合はこの限りではありません。

(2) 当社がお客さまに書面により通知する内容は、以下のとおりといたします。なお、当社は、供給契約の解約に先立って、特定小売供給が義務付けられている小売電気事業者その他の供給約款メニューを紹介いたします。

イ　お客さまとの供給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる理由および変更していただく内容

ロ　当社が求める変更内容に 15 日以内に変更していただけない場合、当該通知を送付した日から 15 日後に契約を解約する旨

ハ　お客さまに対して①解除後無契約となった場合には電気の供給が止まること、および②特定小売供給が義務付けられている小売電気事業者に対し、特定小売供給を申し込むという方法があること

25 当社または一般送配電事業者の需要場所への立ち入りによる業務の実施

当社または一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、一般送配電事業者の係員は、所定の証明書を提示いたします。

(1) 供給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付および取外しを含みます。）、改修または

検査

(2) 52（保安等に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務

(3) 不正な電気の使用の防止等に必要な、お客さまの電気機器の試験、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査またはお客さまの電気の使用用途の確認

(4) 計量器の検針または計量値の確認

(5) 28（供給の停止）、38（お申し出による供給契約の終了）または 40（解約等）により必要な処置

(6) その他託送供給等約款にもとづき、接続供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

26 電気の使用にともなうお客さまの協力

(1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さま（当社のお客さまに限られません。）の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、お客さまに必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

イ　負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ　負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ　負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ　その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

(2) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしたがい、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

27 施設場所の提供

お客さまは、電気の供給の実施に伴い一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力していただきます。

28 供給の停止

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者により、そのお客さま

について電気の供給が停止されることがあります。

イ　お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ　お客さまの需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合

ハ　48（引込線の接続）に反して、一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行なった場合

(2) お客さまが次のいずれかに該当し、一般送配電事業者から当社がその旨の警告を受けた場合で、当社がお客さまに対し、その原因となった行為について改めるよう求めたにもかかわらず、改めない場合には、一般送配電事業者により、お客さまについて電気の供給が停止されることがあります。

イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ニ　一般送配電事業者の託送供給等約款に定める業務の遂行を、正当な理由なく拒否または妨害した場合

ホ　25（当社または一般送配電事業者の需要場所への立ち入りによる業務の実施）に反して、一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ヘ　26（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

ト　低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用された場合

(3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社が一般送配電事業者から適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求められ、当社がお客さまに対し、24（適正契約の保持）に定める適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求めたにもかかわらず、これに応じていただけないときには、一般送配電事業者により、電気の供給が停止されることがあります。

イ　契約電力をこえて接続供給を利用する場合

ロ　接続供給電力が契約電力を継続して下回る場合

(4) お客さまがその他本約款等または法令等に反した場合には、一般送配電事業者により、電気の供給が停止されることがあります。

(5) (1)から(4)により電気の供給が停止される場合は、お客さまの電気設備において、一般送配電事業者による、供給の停止のための適当な処置が行われます。この場合には、一般送配電事業者の求めに応じて、お客さまに必要な協力をしていただきます。

29 供給停止の解除

28（供給の停止）によって電気の供給が停止された場合で、お客さまがその理由となった事

実を解消した場合は、一般送配電事業者により、すみやかに（次の場合を含みません。）電気の供給を再開いたします。

(1)　非常変災の場合

(2)　夜間（午後 10 時から午前 9 時までの時間をいいます。）の場合で、要員の配置等の事情により、やむをえないとき。

(3)　その他特別の事情がある場合

30 供給停止期間中の料金

28（供給の停止）によって電気の供給が停止された場合には、その停止期間中についても基本料金の算定期間とし、その額をお客さまより申し受けます。

31 違約金

(1) お客さまが不正に電気を使用し、料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、違約金としてお客さまより申し受けます。

(2) (1)の免れた金額は、本約款等に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で一般送配電事業者が決定した期間といたします。

(4) お客さまが供給契約を解約する場合は、料金表に定めるところにより、違約金が発生することがあります。

32 供給の中止または使用の制限もしくは中止

(1) 一般送配電事業者の定める託送供給等約款の定めに従い、次の場合には、一般送配電事業者により供給時間中に電気の供給が中止され、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

イ　一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合

ロ　一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合

ハ　非常変災の場合

ニ　その他電気の供給上または保安上必要がある場合

(2) (1)の場合には、当社または一般送配電事業者は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

33 制限または中止の料金割引

当社は、32（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、電気の供給が中止され、またはお客さまが電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、その期間中についても、原則として、供給がされていたものとみなして料金を算定いたします。

34 損害賠償の免責

(1) 32（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社、その代表者またはその使用人の故意または過失を除く理由に基づくものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(2) 当社、その代表者またはその使用人の故意または過失に基づく場合を除き、28（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 40（解約等）によって供給契約を解約した場合もしくは供給契約が終了した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社、その代表者またはその使用人の故意または過失を除く理由に基づくものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(4) 当社、その代表者またはその使用人の故意または過失に基づく場合を除き、天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってお客さまもしくは当社が損害を受けたときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(5) 当社、その代表者またはその使用人の故意または過失に基づく場合を除き、一般送配電事業者の責に帰すべき事由によりお客さまが損害を被ったときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

35 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

(1) 修理可能の場合
　修理費

(2) 亡失または修理不可能の場合
　帳簿価額と取替工費との合計額

Ⅵ 契約の変更および終了

36 供給契約の変更

(1) お客さまが電気の供給契約の変更を希望される場合は、6（供給契約の申込み）に定め

る新たに電気の供給契約を希望される場合に準ずるものといたします。なお、契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等の変更を希望される場合、その契約は、お客さまの変更の申出に基づく、当社と一般送配電事業者との間の接続供給契約における変更手続きが完了した日以降の最初の計量日に変更されるものといたします。

(2) お客さまが電気の使用を開始され、その後、契約電力、契約容量、契約電流の変更または供給契約を終了する場合に、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から工事費の精算を求められる場合は、当社はその精算金をお客さまにお支払いいただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

37 名義の変更

合併、相続その他の原因によって、新たなお客さまが、権利義務を包括承継し、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用について、すべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、当社の指定する方法により、名義変更の手続きを受け付けます。

38 お申し出による供給契約の終了

(1) お客さまが電気の使用を終了しようとされる場合は、原則として、終了期日の1か月前までに、当社に通知していただきます。当社および当社から連絡を受けた一般送配電事業者は、原則として、お客さまから通知された終了期日に供給を終了させるための適当な処置を行ないます。この場合、必要に応じてお客さまに協力していただきます。

(2) 供給契約は、40（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された終了期日に終了いたします。

イ　当社がお客さまの終了通知を終了期日の 1 か月前以降に受けた場合は、通知を受け、当社と一般送配電事業者との間の接続供給契約における終了手続きが完了した日といたします。

ロ　当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により電気の供給を終了させるための処置ができない場合は、供給契約は電気の供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものといたします。

39 供給開始後の供給契約の終了または変更にともなう料金および工事費の精算

(1) 次の場合において、当社が一般送配電事業者から請求を受けた場合、当社が指定した方法でお支払いいただきます。

イ　お客さまが契約電力、契約電流または契約容量を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを終了させる場合は、それまでの期間の料金について、さかのぼって、新たに設定し、または増加された契約電力、契約電流もしくは契約容量分につき、当該終了を原因として当社が一般送配電事業者より請求される金額

と同額を申し受けます。また、当社は、お客さまが契約電力、契約電流もしくは契約容量を新たに設定し、または増加されたことにともない一般送配電事業者が新たに施設した供給設備について、以下の通り臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額として一般送配電事業者より請求を受けた金額を申し受けます。

(ｲ) 新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費といたします。

(ﾛ) 撤去後の資材の残存価額は、変圧器、開閉器等の機器についてはその価額の 95 パーセント、その他の設備についてはその価額の 50 パーセントといたします。

(ﾊ) 臨時工事費を申し受ける場合は、工事費負担金は申し受けません。

(ﾆ) 新たに施設する供給設備のうち、一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して常置し、かつ、無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。

ロ お客さまが契約電力、契約電流もしくは契約容量を新たに設定し、または増加された後 1 年に満たないでこれを減少しようとされる場合、当社は、それまでの期間の料金について、さかのぼって、減少される契約電力、契約電流または契約容量分につき、当該終了を原因として当社が一般送配電事業者より請求される金額と同額を申し受けます。また、一般送配電事業者の供給設備のうち契約電力、契約電流または契約容量の減少に見合う部分について、当社は、イに定める臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額として当社が一般送配電事業者より請求を受けた金額を申し受けます。なお、この場合には、それぞれの電力量は、契約電力、契約電流または契約容量の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

ハ 一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合は、イおよびロにかかわらず精算いたしません。

(2) お客さまが一般送配電事業者の供給設備を同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が 1 年以上になる場合には、1 年以上利用される契約電力等に見合う部分については、(1)にかかわらず精算いたしません。なお、供給契約の終了または変更の日以降に 1 年以上にならないことが明らかになった場合には、明らかになった日に(1)に準じて精算を行ないます。

(3) 非常変災等やむをえない理由による場合は、(1)にかかわらず精算いたしません。

40 解約等

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて供給契約を解約することがあります。なお、この場合には、供給契約の解約の 15 日前までに解

除日を予告するとともに、お客さまに対して①解除後無契約となった場合には電気の供給が止まること、および②特定小売供給が義務付けられている小売電気事業者に対し、特定小売供給を申し込むという方法があることを当社が適当と判断した方法（関係法令等において許容される方法とし、書面および電磁的方法を含みますがこれに限りません。以下「当社が適当と判断した方法」について同様とします。）により説明いたします。当社は、供給契約の解約に先立って、特定小売供給が義務付けられている小売電気事業者その他の事業者の供給約款メニューを紹介いたします。

イ　28（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが、一般送配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

ロ　お客さまが、38（お申し出による供給契約の終了）(1) による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合

ハ　お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

ニ　お客さまが他の供給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

ホ　本約款等によって支払いを要することとなった料金以外の債務（遅延損害金、違約金、工事費負担金その他本約款等から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

ヘ　お客さまがその他本約款等に反した場合（24（適正契約の保持）(1)その他のお客さまとの合意により供給契約の内容を変更した場合は当該変更した内容に違反した場合。）

ト　お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合

チ　お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

リ　お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合

(2) 当社との供給契約の解約にともない、結果的にお客さまが他の供給者から電気の供給を受けられない場合、一般送配電事業者による電気の供給が停止される場合がありますので、その場合お客さまは一般送配電事業者に対し最終保証供給・特定小売供給を申込む必要があります。

40 の 2 当社からの中途解約

当社は、解約希望日の 3 ヶ月前までに当社が適当と判断した方法による意思表示を行うことにより、お客さまとの供給契約を解約できるものとします。

41 供給契約終了後の債権債務関係

供給契約期間中の料金その他の債権債務は、供給契約の終了によっては消滅いたしません。

42 反社会的勢力の排除について

(1) 当社およびお客さまは、次の各号について表明し、保証するものとします。

イ　自己、自社、自社の役員(取締役、監査役、執行役および執行役員をいう。)もしくは実質的に経営関与する者、または自社の株主等であって自社を実質的に所有し、もしくは支配する者(以下、これらを併せて「各当事者」といいます。)が、供給契約の締結交渉開始時から供給契約の履行完了時までの間のいつの時点においても、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他の反社会勢力またはその所属員（以下「暴力団等反社会勢力」をいう。）に該当しないこと。

ロ　各当時者等が、供給契約の締結交渉開始時から供給契約の履行完了時までの間のいつの時点においても、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または、第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等反社会勢力を利用していると認められる関係を有していないこと。

ハ　各当事者等が、供給契約の締結交渉開始時から供給契約の履行完了時までの間のいつの時点においても、暴力団等反社会勢力に対して資金等を供与し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有していないこと。

(2) 前項のほか、お客さまは、当社に対し、加入契約時に直接または間接を問わず次の各号に定める行為を行わないことを確約し、かつ将来にわたっても当該行為を行わないことを確約します。

イ　自らもしくは第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞または法的な責任をこえた不当な要求等の行為

ロ　偽計もしくは威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

ハ　反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本または資金の導入および関係を構築する行為

ニ　反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為

ホ　反社会的勢力が当社またはお客さまの経営に関与する行為

(3) 当社は、お客さまに前二項のいずれかの規定に違反している事実が発覚（報道されたことを含みます。）したときは、何らの催告なしに、かつ、損害賠償・損失補償その他何らの義務も負うことなく、供給契約等その他お客さまと当社との間で締結したすべての契約の全部または一部を解除することができるものとします。なお、本項による解除が行われた場合であっても、お客さまは当社に対し、何らの請求、主張、異議申立ても行わないものとし、かつ、当社は、本項による解除によっても、お客さまに対する損害賠償請求は妨げられないものとします。

Ⅶ 供給方法および工事

43 供給地点および施設

(1) 電気の供給地点は、一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備の接続点といたします。

(2) 供給地点は、需要場所内の地点とし、一般送配電事業者の供給設備から最短距離にある場所を基準として、お客さまとの協議を踏まえ、当社および一般送配電事業者との協議によって定めます。ただし、次の場合には、関係者の協議により、需要場所以外の地点を供給地点とすることがあります。

イ　山間地、離島にある需要場所等、一般送配電事業者の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合

ロ　一般送配電事業者の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合

ハ　1 建物内の 2 以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が一般送配電事業者の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

ニ　45（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合

ホ　その他特別の事情がある場合

(3) 供給地点に至るまでの供給設備は、一般送配電事業者の所有とし、原則として、当社を通じてお客さまに工事費負担金として負担していただく金額を除き、一般送配電事業者の負担で施設されます。なお、一般送配電事業者が、お客さま（共同引込線による引込みで電気を供給する複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に引込線、接続装置等の供給設備を施設する場合は、その施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。

(4) 付帯設備（(3)によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）は、原則として、託送供給のために施設する場合は、お客さまの負担により、お客さまで施設していただきます。この場合には、一般送配電事業者が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

(5) 特定送配電事業を営む者が維持および運用する電線路に複数の需要場所が接続する場合の供給地点は、(1)または(2)に準じて、当社およびお客さまとの協議を踏まえ、当社および一般送配電事業者との協議によって定めます。この場合、当該複数の需要場所につき、1 供給地点といたします。

43 の 2 需給開始に至らないで供給契約を解約または変更される場合の費用の申受け

電気の供給に必要な設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって供給開始にいたらないで供給契約を解約または変更される場合は、一般送配電事業者から請求された費用をお客さまに支払っていただきます。なお、この場合には、実際に供給設備の工事

を行わなかったときであっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を申し受けます。

44 架空引込線

(1) 一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、お客さまの建造物または補助支持物の引込線取付点までは、一般送配電事業者が施設いたします。

(2) 引込線取付点は、一般送配電事業者の供給設備の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点を、お客さまとの協議を踏まえ、当社および一般送配電事業者との協議によって定めます。

(3) 供給地点からお客さまの引込開閉器に至るまでの配線(以下「引込口配線」といいます。)は、お客さまの負担で施設していただきます。

(4) 引込線を取り付けるため需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、一般送配電事業者が補助支持物を無償で使用できるものといたします。

(5) 一般送配電事業者は、原則としてお客さまの承諾をえて、次により、お客さまの引込小柱等の補助支持物を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。

イ　一般送配電事業者は、お客さまの補助支持物を使用して、他のお客さまへの引込線を施設いたします。この場合、その補助支持物から最短距離の場所にあるお客さまの建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし、その引込線および補助支持物の管理（材料費の負担を含みます。）は一般送配電事業者が行ないます。また、供給地点は、お客さまへ引き込むための引込線の終端に変更いたします。

ロ　イにより一般送配電事業者が管理を行なう引込線または補助支持物を改修し、または撤去する場合は、一般送配電事業者が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、原則として、お客さまに返却されます。また、これにともない新たに施設される場合の引込線または補助支持物は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で施設いたします。

45 地中引込線

(1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合で、一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、次のイまたはロの最も一般送配電事業者の供給設備に近い接続点までを一般送配電事業者が施設いたします。

イ　お客さまが需要場所内に施設する開閉器、断路器または接続装置の接続点

ロ　一般送配電事業者が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点

なお、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に接続装置等を施設することがあります。

(2) (1)により一般送配電事業者の供給設備と接続する電気設備の施設場所は、一般送配電事業者の供給設備の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、当社およびお客さまとの協議を踏まえ、当社および一般送配電事業者との協議によって定めます。なお、これ以外の場合には、需要場所内の地中引込線は、お客さまの負担により、お客さまで施設していただきます。

イ　お客さまの構内における地中引込線のこう長が 50 メートル程度以内の場所

ロ　建物の 3 階以下にある場所

ハ　その他地中引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場所

(3) 地中引込線の施設上必要な付帯設備は、原則として、お客さまの負担により、お客さまで施設していただきます。この場合には、一般送配電事業者が付帯設備を無償で使用できるものといたします。なお、この場合の付帯設備は、次のものをいいます。

イ　鉄管、暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（ﾊﾟ引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）

ロ　お客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール

ハ　その他イまたはロに準ずる設備

(4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、お客さまの希望によりとくに地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、お客さまの負担により、お客さまで施設していただきます。ただし、一般送配電事業者が、保安上または保守上適当と認めた場合は、お客さまの負担により、(1)に準じて一般送配電事業者が施設を行ないます。

46 連接引込等

(1) 一般送配電事業者は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、連接引込線（1 需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の供給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線によって一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続をすることがあります。この場合、一般送配電事業者は、分岐装置をお客さまの土地または建物に施設することがあります。なお、お客さまの電気設備との接続点までは、一般送配電事業者が施設いたします。

(2) 一般送配電事業者は、原則としてお客さまの承諾をえて、次により、お客さまの引込口配線を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。

イ　一般送配電事業者は、お客さまの引込口配線から分岐して、他のお客さまへの連接引込線を施設いたします。この場合、その引込口配線の終端までは共同引込線とし、その管理（材料費の負担を含みます。）は一般送配電事業者が行ないます。また、供給地点は、一般送配電事業者が管理を行なう共同引込線の終端に変更となります。

ロ　イにより一般送配電事業者が管理を行なう共同引込線を改修し、または撤去する場合は、一般送配電事業者が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、原則として、お客さまにお返しいたします。また、これにともない新たに施設される共同引込線は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で施設いたします。

47 中高層集合住宅等における受電方法および供給方法

中高層集合住宅等の場合で、1 建物内の 2 以上の需要場所において電気を供給するときには、一般送配電事業者は、原則として共同引込線による 1 引込みといたします。なお、技術上その他やむをえない場合は、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設します。この場合、変圧器の 2 次側接続点までは、一般送配電事業者が施設いたします。

48 引込線の接続

一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続は、一般送配電事業者が行ないます。なお、お客さまの希望によって引込線の位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合に、当社が一般送配電事業者から請求を受けた場合、当社が指定した方法でお支払いいただきます。

49 計量器等の取付

(1) 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の 2 次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）については、以下のとおりといたします。ただし、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために一般送配電事業者がお客さまの電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。

電力量の計量に必要な計量器、その付属装置および区分装置は、原則として、一般送配電事業者が選定し、かつ、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合または

変成器の 2 次配線等でとくに多額の費用を要する場合については、お客さまの負担により、お客さまで取り付けていただくことがあります。

(2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検査ならびに取付および取外し工事が容易な場所（原則として屋外といたします。）とし、関係者の協議によって定めます。また、集合住宅等の場合で、お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには、当社およびお客さまとの協議を踏まえ、当社および一般送配電事業者との協議により、あらかじめ解錠のための鍵等を一般送配電事業者に提出していただくことがあります。

(3) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設するものについては、一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。

(4) 一般送配電事業者は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には、一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。

(5) お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合に、当社が一般送配電事業者から請求を受けた場合、当社が指定した方法でお支払いいただきます。

50 電流制限器等の取付

(1) 需要場所の電流制限器等は、一般送配電事業者の所有とし、原則として、お客さまの負担はありません。

(2) 電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。

(3) お客さまの希望によって電流制限器等の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合に、当社が一般送配電事業者から請求を受けた場合、当社が指定した方法でお支払いいただきます。

51 専用供給設備

(1) 一般送配電事業者は、次の場合には、お客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。この場合、当社は、供給地点への供給設備については一般送配電事業者の託送供給等約款に基づき当社が一般送配電事業者から請求を受けた場合、当社が指定した方法でお支払いいただきます。

イ　お客さまがとくに希望され、かつ、一般送配電事業者の供給区域内の需要に対する電気の供給に支障がないと認められる場合

ロ　26（電気の使用にともなうお客さまの協力）の場合

ハ　お客さまの施設の保安上の理由、または需要場所およびその他周囲の状況から将

来においても他に当該供給設備の使用が見込まれない等の事情により、特定のお客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合

(2) (1)の専用設備は、需要地点に最も近い変電所（需要地点に最も近い変電所が専ら受電のために施設される変電所である場合は、当該変電所から最も近い変電所）までの電線路または需要地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤、継電器およびその変電所の供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までを含みます。）に限ります。ただし、特別の事情がある場合は、供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1 次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。

(3) (2)において、開閉所は、変電所とみなします。

(4) (1)および(2)において、供給地点とは会社間連系点以外の供給地点をいいます。

(5) 一般送配電事業者は、供給設備を 2 以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし、(1)イの場合は、次に該当する場合で、いずれのお客さまからも承諾をいただいたときに限ります。

イ　2 以上のお客さまが同時に申込みをする場合で、いずれの関係者も、専用設備を希望されるとき。

ロ　お客さまが、一般送配電事業者が既に施設している専用設備を使用することを希望される場合

Ⅷ 保 安

52 保安等に対するお客さまの協力

(1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社または一般送配電事業者に通知していただきます。

イ　お客さまが、引込線、計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ　お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) お客さまが、一般送配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、一般送配電事業者が保安上必要と認めるときは、その期間について、一般送配電事業者は、(1)に準じて、適正に処置をいたします。

(3) お客さまが、一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その

内容を当社または一般送配電事業者に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、当社または一般送配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

(4) 一般送配電事業者が、必要に応じて、当社とお客さま供給契約の開始に先だち、電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行なうことがあります。

53 調査

(1) 一般送配電事業者は、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

(2) 調査は、次の事項について行ないます。ただし、一般送配電事業者は必要がないと認められる場合には、その一部を省略することがあります。

イ　絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定

ロ　接地抵抗値の測定

ハ　点検

(3) 一般送配電事業者は、(1)の調査の結果、技術基準に適合していると認めるときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を、お客さまにお知らせいたします。なお、調査結果の通知は、調査年月日、係員、調査についての照会先等を記載した文書により、原則として調査時に行ないます。

54 調査等の委託

(1) 一般送配電事業者は、53（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。

(2) 一般送配電事業者は、(1)によって委託した場合には、委託先の名称、所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により、お客さまにお知らせいたします。

55 調査に対するお客さまの協力

(1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社、一般送配電事業者または登録調査機関に通知していただきます。

(2) 一般送配電事業者は、53（調査）(1)により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

56 自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、本約款のうち次のものは、適用いたしません。

(1) 53（調査）
(2) 54（調査等の委託）
(3) 55（調査に対するお客さまの協力）

Ⅸ その他

57 個人情報等の保護

お客さまは、当社が供給契約の締結または履行に伴い取得したお客さまの情報を、当社が定めるプライバシーポリシーの規定のとおり取扱うことについて、あらかじめ同意するものとします。

58 管轄裁判所

お客さまと供給契約にかかわる一切の紛争については、訴額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

電気供給約款（附則、別表含む）制改定履歴
2024年6月1日制定
2026年1月1日改定

附　　則

1 本約款の実施期日

本約款は、2026 年 1 月 1 日から実施いたします。

2 需要場所についての特別措置

(1) 適用

急速充電設備等や認定発電設備等の特例設備等が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまから、この特別措置の適用の申出がある場合は、当社および一般送配電事業者との協議の結果、本約款の他の定めによらず、託送供給等約款の規定にもとづき、特別に需要場所を定めることがあります。

(2) 工事費の負担

これにともない一般送配電事業者が新たに供給地点への供給設備を施設するときには、本約款の他の定めに係わらず、託送供給等約款の規定にもとづき、当社が一般送配電事業者から請求を受けた場合、当社が指定した方法でお支払いいただきます。

3 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

(1)　30 分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量するときの供給条件については、以下のとおりといたします。

イ　料金の算定期間

料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（ただし、料金の算定期間の始期以降当該料金の算定期間の終期までの間に記録型計量器による計量が可能となった場合は、当該料金の算定期間の翌月の料金の算定期間は、当月の検針日から翌月の計量日の前日までの期間とし、当該料金の算定期間の翌々月以降の料金の算定期間は、本則によるものといたします。以下「検針期間等」といいます。）といたします。ただし、お客さまが電気の供給を開始した場合の料金の算定期間は、電気の供給を開始した日から直後の検針日の前日までの期間、または本契約を終了させる場合の料金の算定期間は、直前の検針日から本契約の終了日の前日までの期間（ただし、お客さまが本契約を終了させる場合で、特別の事情があるときは、直前の検針日から本契約の終了日までの期間といたします。）といたします。

ロ　料金の算定

(ｲ)　料金は、19（料金の算定）(1)イおよびロに規定する場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定します。

(ﾛ) 当社は、19（料金の算定）(1)イおよびロに規定する場合は、基本料金につい

て、以下の式により日割計算をいたします。

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}}$$

ただし、19（料金の算定）(1)ロに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦　日　数}}$$

といたします。

(ハ) 電気の供給を開始し、または本契約を終了させる場合のロにいう検針期間等の日数は、別表5（日割計算の方式）(2)の規定に準ずるものといたします。

(2) 記録型計量器以外の計量器で計量するときの使用電力量については、18（使用電力量の計量）(1)の規定にかかわらず、以下のとおりといたします。

移行期間における30分ごとの使用電力量

その1月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間（以下「移行期間」といいます。）における30分ごとの使用電力量は、移行期間において計量された使用電力量を移行期間における30分ごとの使用電力量として均等に配分してえられる値といたします。ただし、移行期間の使用電力量を時間帯区分ごとに計量する場合は、移行期間において各時間帯区分ごとに計量された使用電力量をそれぞれの時間帯区分の30分ごとの使用電力量として均等に配分してえられる値といたします。

4 消費税および地方消費税の税率変更の際の措置

供給契約における消費税等相当額の金額は、法令の改正により消費税および地方消費税の税率が変更された場合、供給契約の有効期間内であっても、改正法令施行日以降は新たな税率に基づいて算出した金額に改めるものとします。この場合、消費税等相当額を含めて表示された料金単価等についても、改定後の税率に基づいて新たに算出された消費税等相当額を含む金額に改めるものとします。

別　　表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の計量日から翌年の 4 月の計量日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

お客さまからの申出の直後の 4 月の計量日から翌年の 4 月の計量日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の計量日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

なお、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項もしくは第 6 項の規定により認定を取り消された場合、すみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。

2 進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は、次のとおりといたします。

(1) 照明用電気機器

イ　けい光灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は、次によります。

使用電圧（ボルト）	管灯の定格消費電力（ワット）	コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）
100	10	4.5
	15	5.5
	20	9
	30	11
	40	17
	60	21
	80	30
	100	36
200	40	4.5
	60	5.5
	80	7
	100	9

ロ　ネオン管灯（標準周波数 50 ヘルツの場合といたします。

2 次電圧（ボルト）	コンデンサ取付容量(マイクロファラッド)
3,000	30
6,000	50
9,000	75
12,000	100
15,000	150

ハ　水銀灯（標準周波数 50 ヘルツおよび 60 ヘルツの場合といたします。

出力（ワット）	コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	
	100 ボルト	200 ボルト
50 以下	30	7
100 以下	50	9

250 以下	75	15
300 以下	100	20
400 以下	150	30
700 以下	250	50
1,000 以下	300	75

(2) 誘導電動機

イ　個々にコンデンサを取り付ける場合

(ｲ) 単相誘導電動機

電動機定格出力（キロワット）		0.1	0.2	0.25	0.4	0.55	0.75	1.1
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	使用電圧 100 ﾎﾞﾙﾄ	50	75	75	75	100	100	100
	使用電圧 200 ﾎﾞﾙﾄ	20	20	30	30	40	40	50

(ﾛ) 3 相誘導電動機（使用電圧 200 ボルトの場合といたします。）

電動機定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	50 ヘルツ	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	600
	60 ヘルツ	10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500

ロ　一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって 2 以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

(3) 電気溶接機（使用電圧 200 ボルトの場合といたします。）

イ　交流アーク溶接機

溶接機最大入力（キロボルトアンペア）	3 以上	5 以上	7.5 以上	10 以上	15 以上	20 以上	25 以上	30 以上	35 以上	40 以上	45 以上 50 未満
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ　交流抵抗溶接機

イの容量の 50 パーセントといたします。

(4) その他

(1)、(2)および(3)によることが不適当と認められる電気機器については、機器の特性に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

3 契約容量および契約電力の算定方法

契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100 パーセントといたします。）を乗じます。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（ｱﾝﾍﾟｱ）} \times \text{電圧（ﾎﾞﾙﾄ）} \times \frac{1}{1{,}000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（ｱﾝﾍﾟｱ）} \times \text{電圧（ﾎﾞﾙﾄ）} \times 1.732 \times \frac{1}{1{,}000}$$

4 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

(1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流、契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ　前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ　前 3 月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前 3 月間の使用電力量}}{\text{前 3 月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

(3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が 10 日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。なお、この場合の計量器の取付は、49（計量器等の取付）に準ずるものといたします。

(5) 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{\text{100 パーセント＋（±誤差率）}}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ　お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ　当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

5 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ　基本料金を日割りする場合

$$\text{1 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間の日数}}$$

ただし、19（料金の算定）(1)ロに該当する場合は、

$\dfrac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間の日数}}$ は、$\dfrac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦　日　数}}$

といたします。

ロ　電力量料金

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

ハ　日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(2) 電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合の(1)イにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の計量日から、供給開始の直後の計量日の前日までの日数といたします。

ロ　供給契約が終了した場合

終了日の直前の計量日から、当社が次回の計量日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 18（使用電力量の計量）(7)の場合は、電気の供給を開始し、または供給契約が終了したときの(1)イにいう計量期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう計量日は、そのお客さまの属する検針区域の計量日とし、当社が次回の計量日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、終了日の直後のそのお客さまの属する検針区域の計量日といたします。

(4) 電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合の(1)イにいう暦日数は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（検針日の前日が含まれる検針期間の終期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

(5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行う場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

6 燃料費等調整額

各契約種別における料金につき、以下(1)イによって算定された平均市場価格が、供給区域ごとに以下(1)ロに定める基準値 X を下回る場合は、以下(1)ニによって算定された燃料費等調整額を 13（従量電灯）ニおよび 14（低圧電力）ニの料金から差し引くものとし、(1)イによって算定された平均市場価格が、供給区域ごとに以下(1)ロに定める基準値 X を上回る場合は、以下(1)ニによって算定された燃料費等調整額を 13（従量電灯）ニおよび 14（低圧電力）ニの料金に加えるものといたします。

(1)　燃料費等調整額の算定

イ　平均市場価格

平均市場価格は、一般社団法人日本卸電力取引所（以下「JEPX」といいます。）が公表するスポット取引（「一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程」に定める翌日

取引をいいます。）における各平均市場価格算定期間（(1)ハにて定めます。）中のエリアプライス（適用するエリアプライスは(1)ホのとおりとします。）の平均値に1.20（以下「調達単価係数」といいます。）を乗じた値とし、供給区域ごとに算定いたします。なお、平均市場価格には、消費税等相当額を含まず、平均市場価格の単位は、1キロワット時当たり1 銭とし、その端数は、小数点以下第1 位で四捨五入いたします。また、当社は、調達単価係数を変更する場合がございます。この場合、当社は、電磁的方法により通知いたします。

ロ　燃料費等調整単価

供給区域に応じた1キロワット時当たりの燃料費等調整単価は、供給区域ごとの1キロワット時当たりの平均市場価格によって以下のとおりといたします。なお、燃料費等調整単価の算定における消費税率とは、消費税および地方消費税に係る標準税率をいいます。

平均市場価格	燃料費等調整単価（税込）の算定式
基準値X未満の場合	（基準値X－平均市場価格）×（1＋消費税率）
基準値X以上の場合	（平均市場価格－基準値X）×（1＋消費税率）

※基準値Xは、供給区域ごとに下表のとおりとします。

供給区域	基準値X
北海道電力ネットワーク株式会社の供給区域	5.00円
東北電力ネットワーク株式会社の供給区域	5.00円
東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域	5.00円
中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域	5.00円
北陸電力送配電株式会社の供給区域	5.00円
関西電力送配電株式会社の供給区域	5.00円
中国電力ネットワーク株式会社の供給区域	5.00円
四国電力送配電株式会社の供給区域	5.00円
九州電力送配電株式会社の供給区域	5.00円

※基準値Xは1キロワット時当たりの金額とします。

※当社は、基準値Xを変更する場合がございます。この場合、電磁的方法により通知いたします。

ハ　燃料費等調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間（下表のとおり）に使用される電気に適用いたします。ただし、各月の計量日が当該月の1日に該当

する場合、下表の定めに関わらず、計量期間の末日が属する月の前月 1 日から末日までの期間に係る平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価を、当該計量期間に使用される電気に適用するものとします。

平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間	その年の 1 月の計量日から 2 月の計量日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間（閏年の場合は 2 月 29 日までの期間）	その年の 2 月の計量日から同年 3 月の計量日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 3 月の計量日から同年 4 月の計量日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 4 月の計量日から同年 5 月の計量日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 5 月の計量日から同年 6 月の計量日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 6 月の計量日から同年 7 月の計量日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 7 月の計量日から同年 8 月の計量日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 8 月の計量日から同年 9 月の計量日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 9 月の計量日から同年 10 月の計量日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 10 月の計量日から同年 11 月の計量日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	その年の 11 月の計量日から同年 12 月の計量日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	その年の 12 月の計量日から翌年 1 月の計量日の前日までの期間

ニ　燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その 1 月の使用電力量に(1)ロ及び(1)ハによって算定された燃料費等調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合で、かつその 1 月の使用電力量が下表に定める供給区域ごとの最低料金適用電力量以下の場合における燃料費等調整額は、その 1 月の使用電力量を 15 キロワット時（ただし、四国電力送配電株式会社の供給区域の場合は 11 キロワット時）として算定します。

供給区域	最低料金適用電力量
関西電力送配電株式会社の供給区域	1契約につき最初の15キロワット時まで
中国電力ネットワーク株式会社の供給区域	1契約につき最初の15キロワット時まで
四国電力送配電株式会社の供給区域	1契約につき最初の11キロワット時まで

ホ　エリアプライスの適用

供給区域に応じて適用するエリアプライスは、JEPX が公表する値とし、次のとおりといたします。

供給区域	適用するエリアプライスの名称
北海道電力ネットワーク株式会社の供給区域	エリアプライス北海道
東北電力ネットワーク株式会社の供給区域	エリアプライス東北
東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域	エリアプライス東京
中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域	エリアプライス中部
北陸電力送配電株式会社の供給区域	エリアプライス北陸
関西電力送配電株式会社の供給区域	エリアプライス関西
中国電力ネットワーク株式会社の供給区域	エリアプライス中国
四国電力送配電株式会社の供給区域	エリアプライス四国
九州電力送配電株式会社の供給区域	エリアプライス九州

ヘ　燃料費等調整額に対する個別の対応

当社は、(1)ニの定めにかかわらず、当社の裁量により、燃料費等調整額について、電磁的方法にてその内容を通知することで、以下対応を行うことができるものとします。

(ｲ) 燃料費等調整額の一部または全部について 13（従量電灯）ニおよび 14（低圧電力）ニの料金に加算しないこと

(ﾛ) 燃料費等調整額の一部または全部について分割にて 13（従量電灯）のニおよび 14（低圧電力）のニの料金に加減算すること

ト　供給契約が終了した場合における燃料費等調整額の取扱い

供給契約が終了する場合、当社は、供給契約が終了した日時点における料金に加減算していない燃料費等調整額（(1)ヘ（ﾛ）によるものに限ります。）の合計金額（以下「未履行調整額」といいます。）を、(1)ニ及びへの定めにかかわらず、最終の料金請求時に一括して加減算いたします。なお、未履行調整額を減算する場合で、か

つ未履行調整額が最終の料金金額を超過した場合、当社は以下の方法により当該超過額の清算を行います。

(ｲ) 別途当社が定める時期までに、当社が定める方法にてお客さまに返金いたします。

(ﾛ) 当社は、お客さまの責めに帰すべき事由により(ｲ)の返金を行うことができない場合、電磁的方法にてお客さまに通知することで是正を求めるものとします。なお、当社が当該通知を発した後 6 ヶ月以内にお客さまがこれを是正しない場合（お客さまの責めに帰すべき事由により、当該通知がお客さまに到達しなかった場合を含みます。）には、当該期間が経過した時点をもってお客さまの当社に対する未履行調整額の返還請求権は消滅するものとし、お客さまは予めこれに同意するものとします。

7 容量拠出金反映額

(1)容量拠出金反映額の算定

イ　容量拠出金

容量拠出金は、電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」といいます。）が定める定款に基づき、広域機関が一般送配電事業者、配電事業者または小売電気事業者たる同機関の会員に対して請求する、容量市場における供給力の確保に係る拠出金のことをいいます。

ロ　容量拠出金反映額

容量拠出金反映額は、当社が広域機関から請求される容量拠出金を、供給契約の料金に反映することを目的として当社が設定する金額とし、以下ハにより算出する「容量拠出金反映基礎額」に対し、以下ヘにより算出する「容量拠出金反映調整額」を加減算した金額の合計とします。

ハ　容量拠出金反映基礎額

容量拠出金反映基礎額は、次の算式によって算定する金額とします。

容量拠出金反映基礎額

= 契約電力(※1)（※2）× ニに定める容量拠出金反映基礎額単価

※1：料金の算定期間の途中で契約電力を変更した場合は、当該算定期間中に適用された日数がより多い契約電力の値を適用いたします。

※2：下表の契約種別のお客さまには、下表のみなし契約電力の値を適用します。なお、当社は、毎月 1 日時点においてみなし契約電力の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、電磁的方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、N 月 1 日時点の改定の場合、その年の N 月の計量日から N+1 月の計量日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後のみなし契約電力の値の適用を開始するものといたしま

す。

契約種別	みなし契約電力
オール電化（深夜）プラン	3kW
上記契約種別を除き、供給区域①における従量電灯 B または供給区域②における従量電灯 A に分類される契約種別	3kW
上記契約種別を除き、供給区域①における従量電灯 C または供給区域②における従量電灯 B に分類される契約種別	7kW

ニ　容量拠出金反映基礎額単価

容量拠出金反映基礎額単価は消費税等相当額を含む金額とし、当社が、広域機関より開示される容量拠出金の見込金額をもとに、年度（毎年 4 月の計量日から翌年 4 月の計量日の前日までの期間）分として供給区域ごとに算出し設定します。なお、当社は、各年度において適用する容量拠出金反映基礎額単価を、電磁的方法にて事前に公表いたします。

ホ　容量拠出金反映基礎額の対象となる容量拠出金

容量拠出金反映基礎額の対象となる容量拠出金は、その容量拠出金反映基礎額を含む料金の算定期間に応じて下表のとおりとします。

容量拠出金反映基礎額を含む料金の算定期間	対象となる容量拠出金
その年の 4 月の計量日から同年 5 月の計量日の前日までの期間	毎年 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間における容量拠出金
その年の 5 月の計量日から同年 6 月の計量日の前日までの期間	毎年 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間における容量拠出金
その年の 6 月の計量日から同年 7 月の計量日の前日までの期間	毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間における容量拠出金
その年の 7 月の計量日から同年 8 月の計量日の前日までの期間	毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間における容量拠出金
その年の 8 月の計量日から同年 9 月の計量日の前日までの期間	毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間における容量拠出金
その年の 9 月の計量日から同年 10 月の計量日の前日までの期間	毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間における容量拠出金
その年の 10 月の計量日から同年 11 月の計量日の前日までの期間	毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間における容量拠出金
その年の 11 月の計量日から同年 12 月の計量日の前日までの期間	毎年 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間における容量拠出金

その年の12月の計量日から翌年1月の計量日の前日までの期間	毎年12月1日から12月31日までの期間における容量拠出金
その年の1月の計量日から同年2月の計量日の前日までの期間	毎年1月1日から1月31日までの期間における容量拠出金
その年の2月の計量日から同年3月の計量日の前日までの期間	毎年2月1日から2月28日（閏年の場合は2月29日）までの期間における容量拠出金
その年の3月の計量日から同年4月の計量日の前日までの期間	毎年3月1日から3月31日までの期間における容量拠出金

ヘ　容量拠出金反映調整額

容量拠出金反映調整額は、次の算式によって算定する金額とし、当社は、以下チの定めに従って、容量拠出金反映調整額の加減算により、その調整の大元となる容量拠出金反映額の請求を受けたお客さまか否かに関わりなく、容量拠出金反映額として当社がお客さまに請求した金額から当社が広域機関より請求される容量拠出金の金額を引いた金額（以下「容量拠出乖離額」といいます。）に係る調整を行うことができるものとします。なお、容量拠出乖離額が0円未満の場合は、容量拠出金反映調整額を同一料金期間に対して請求する容量拠出金反映基礎額に加算するものとし、容量拠出乖離額が0円以上の場合は、容量拠出金反映調整額を同一料金期間に対して請求する容量拠出金反映基礎額から減算するものとします。

容量拠出金反映調整額

= 契約電力(※1)（※2）× トに定める容量拠出金反映調整額単価

※1：料金の算定期間の途中で契約電力を変更した場合は、当該算定期間中に適用された日数がより多い契約電力の値を適用いたします。

※2：ハのみなし契約電力の定めを同様に適用します。

ト　容量拠出金反映調整額単価

容量拠出金反映調整額単価は消費税等相当額を含む金額とし、当社が、容量拠出乖離額をもとに、各月の計量日から翌月の計量日の前日までの算定期間分として供給区域ごとに算出し設定します。なお、当社は、各算定期間において適用する容量拠出金反映調整額単価を、電磁的方法にて事前に公表いたします。

チ　容量拠出金反映調整額の対象となる容量拠出乖離額

容量拠出金反映調整額の対象となる容量拠出乖離額は、その容量拠出金反映調整額を含む料金の算定期間に応じて、下表に定める各期間における容量拠出金に基づき算出する容量拠出乖離額とします。ただし、広域機関が、当社に対し

て過去に請求した容量拠出金を変更・修正した場合には、下表の定めにかかわらず、当該変更・修正により発生した容量拠出乖離額に係る調整を行うことができるものとします。この場合、当該調整は、原則として、当該変更・修正の通知を当社が受領した日が属する月の翌々月の計量日から翌翌々月の計量日の前日までの期間を算定期間とする容量拠出金反映調整額にて行います。

容量拠出金反映調整額を含む料金の算定期間	容量拠出乖離額の算出元となる容量拠出金
その年の 4 月の計量日から同年 5 月の計量日の前日までの期間	・前年 4 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・前年 8 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・前年 12 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金
その年の 5 月の計量日から同年 6 月の計量日の前日までの期間	・前年 5 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・前年 9 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 1 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金
その年の 6 月の計量日から同年 7 月の計量日の前日までの期間	・前年 6 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・前年 10 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 2 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金
その年の 7 月の計量日から同年 8 月の計量日の前日までの期間	・前年 7 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・前年 11 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 3 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金
その年の 8 月の計量日から同年 9 月の計量日の前日までの期間	・前年 8 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・前年 12 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 4 月 1 日から同月末日までの期間における

	容量拠出金
その年の 9 月の計量日から同年 10 月の計量日の前日までの期間	・前年 9 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 1 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 5 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金
その年の 10 月の計量日から同年 11 月の計量日の前日までの期間	・前年 10 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 2 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 6 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金
その年の 11 月の計量日から同年 12 月の計量日の前日までの期間	・前年 11 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 3 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 7 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金
その年の 12 月の計量日から翌年 1 月の計量日の前日までの期間	・前年 12 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 4 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 8 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金
その年の 1 月の計量日から同年 2 月の計量日の前日までの期間	・前年 1 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・前年 5 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・前年 9 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金
その年の 2 月の計量日から同年 3 月の計量日の前日までの期間	・前年 2 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・前年 6 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・前年 10 月 1 日から同月末日までの期間における

	容量拠出金
その年の 3 月の計量日から同年 4 月の計量日の前日までの期間	・前年 3 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・前年 7 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・前年 11 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金

リ　容量拠出金反映額に対する個別の対応

当社は、前述の定めにかかわらず、当社の裁量により、容量拠出金反映額について、事前にお客さまに電磁的方法にてその内容を通知することで、以下対応を行うことができるものとします。

(ｲ) 容量拠出金反映額の一部または全部について、料金に加算しないこと

(ﾛ) 容量拠出金反映額の一部または全部について、分割にて料金に加減算すること

ヌ　供給契約が終了した場合における容量拠出金反映額の取扱い

供給契約が終了する場合、当社は、供給契約が終了した日時点における料金に加減算していない容量拠出金反映額（リ(ﾛ)によるものに限ります。）の合計金額（以下「未履行反映額」といいます。）を、前述の定めにかかわらず、最終の料金請求時に一括して加減算いたします。なお、未履行反映額を減算する場合で、かつ未履行反映額が最終の料金の請求金額を超過した場合、当社は以下の方法により当該超過額の清算を行います。

(ｲ) 別途当社の定める時期までに、当社の定める方法にてお客さまに返金いたします。

(ﾛ) 当社は、お客さまの責めに帰すべき事由により(ｲ)の返金を行うことができない場合、電磁的方法にてお客さまに通知することで是正を求めるものとします。なお、当社が当該通知を発した後 6 ヶ月以内にお客さまがこれを是正しない場合（お客さまの責めに帰すべき事由により、当該通知がお客さまに到達しなかった場合を含みます。）には、当該期間が経過した時点をもってお客さまの当社に対する未履行反映額の返還請求権は消滅するものとし、お客さまは予めこれに同意するものとします。

(2) 適用期間

容量拠出金反映額は、2024 年 6 月の計量日以降の算定期間における料金に適用します。

以上